

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の内容決定の件（2026年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

#### 1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権を取締役の報酬等として付与することについてご承認をお願いするものであります。

本議案の対象である2026年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、事業報告に記載しております当社の「取締役報酬ポリシー」（2026年2月20日付改定後）に基づき、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」及び「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」から構成されます。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対しては、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」及び「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」を付与するものとし、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、付与後3年間にわたり、予め定められた各期日に勤続条件を充足することを条件として所定の割合で新株予約権が権利確定し、その行使が可能となり、また「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」は、付与されるストック・オプションのそれぞれについて3年の業績評価期間を設定し、客観的な株価ベースの指標との株価の状況の比較や内部的な会社業績目標といった業績評価指標の達成度に応じて予め定められた期日に権利確定し、その行使が可能となります。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」のみを付与するものとし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して付与されるものと同様に、付与後3年間にわたり、予め定められた各期日に勤務条件を充足することを条件として所定の割合で権利確定し、その行使が可能となります。

いずれの報酬構成要素についても、グローバルな環境下で優れた経営人材を確保するための競争力のある報酬制度となるような報酬金額に基づいて新株予約権の個数を設定するものであり、さらに、「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的とするものです。なお、本定時株主総会後に付与される株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数は、三事業年度にわたる業績評価期間において、これまでの当社グループの経営実績を踏まえても高い業績目標数値を設定することを前提とするものであります。よって、新株予約権の数及びそれに係る取締役の報酬金額が過大にみえるかもしれませんが、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、業績評価期間の経過後、業績達成率に応じて評価、決定、確定された部分に限られます。また、高い業績評価指標が達成された暁には、当社グループの経営成績は著しく向上しているはずであり、当社の株価にも好影響があるものと考えられます。

また、本議案における報酬制度のうち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、株式報酬のうち一定の割合については業績に連動させず、当社へのエンゲージメントを高めてもらうことを目的としており、さらに社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、社外取締役に期待される役割に照らし、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはしない

ものの、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的としております。

以上のことから、本議案における報酬制度の内容は、それぞれ相当であると考えております。

なお、本議案に係る決議は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じます。

本議案に基づき発行される2026年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとしますが、会社法第361条に定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等として当社の取締役による職務執行の対価として発行されるものであることから、金銭の払込みを要しないことが特に有利な条件に該当するものではありません。

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案における報酬制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち、社外取締役の員数は1名）となります。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して取締役の報酬等として付与する2026年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）

(2) 報酬等の額及び発行する新株予約権の数の上限

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数を決定するに際しては、取締役の報酬等としての基準金額について、以下の上限額を設定します。

・株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権について、2,250百万円以内（うち、社外取締役分として50百万円以内）

・株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権について、6,750百万円以内（社外取締役は付与の対象としない）

この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役（監査等委員である取締役を除く）に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出します。なお、当該新株予約権に関する報酬等は、2021年3月25日開催の第19回定時株主総会において承認可決された、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬額である年額600百万円（うち、社外取締役分として100百万円以内）及び年次業績賞与額である年額1,000百万円とは別枠とします。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の決議によるものとします。

発行する新株予約権の数は、以下のとおりとします。

・株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は、900,000個（うち、社外取締役分として20,000個）を上限とします。

・株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は、2,700,000個（社外取締役は付与の対象としない）を上限とします。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株とし、新株予約権の目的である株式の数は、以下のとおりとします。

・株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権：本定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である当社普通株式の数は、900,000 株（うち、社外取締役分として 20,000 株）を上限とします。

・株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権：本定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である当社普通株式の数は、2,700,000 株（社外取締役は付与の対象としない）を上限とします。

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

取締役の報酬等として新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付を要しないものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 10 年を経過する日までの期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、会社法第 361 条第 1 項第 4 号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、本議案にかかる取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

具体的には、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権については、本定時株主総会後取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、付与後 3 年間にわたり、予め定められた各期日に勤続条件を充足することを条件として所定の割合で権利確定となり、その行使が可能となるものとします。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権については、本定時株主総会後取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、当社の「取締役報酬ポリシー」に従って、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように客観的な株価ベースの指標との相対的な株価の動向比較や内部経営計画に掲げる連結業績を示す指標その他の業績評価指標を選定し、その達成度に連動して、三事業年度にわたる業績評価期間内で、予め定められた各期日に権利確定し、行使可能となるものとします。

業績評価の指標としては、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return (TSR)、日経 225、TOPIX 等）

並びに②財務ベースの指標（例：連結売上収益、連結営業利益及び特定の報告セグメント（報告セグメントのうち、職位及び担当事業に応じて、取締役ごとにその適切な業績評価指標として選定されるものをいう。以下同じ。）における売上収益、営業利益、EBITDA等）を選定し、当社グループのおかれた事業状況、事業計画、持続的な成長のための課題等を総合的に勘案の上、各指標についてウエイトを設定して、当該ウエイトで評価することとします。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、0%から100%までとします。また、個々の取締役の役割、業務分掌等の状況を踏まえ、上記にかかわらず、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与された新株予約権のうち一部について、リーダーシップインパクト、戦略課題実行、チーム開発等を基準とした評価に基づき、CEOの裁量にてその達成率を算定し、かかる達成率に連動して、付与後一定の業績評価期間の経過後に権利確定し、行使可能となる旨を定めることができるものとします（その残余については、原則として、上記記載の①株価ベースの指標及び②財務ベースの指標のウエイトで評価します）。

(8) 権利確定前に取締役を退任した場合の取扱い

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとしますが、任期満了により退任する場合その他取締役会において別途定める事由に該当する場合は、在任期間や業績達成率を加味して定める数の新株予約権を行使できるものとします。

(9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(11) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(12) 取締役（監査等委員である取締役を除く）に新株予約権を割り当てる条件の概要

付与される株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数については、各取締役について決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「取締役報酬ポリシー」の報酬構成の項で定められた割合を考慮した上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）のそれぞれの基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当

社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。

(13) その他株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権の内容、配分、付与の時期等の決定については、取締役会の決議によることとします。

以 上